

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第5号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第6号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第7号 宇美町課設置条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第4 議案第8号 宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第9号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例について
- 日程第6 議案第10号 宇美町スポーツ推進審議会条例について
- 日程第7 議案第11号 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第8 議案第12号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第9 議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和3年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第23号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第二 議案第24号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第三 発議第2号 宇美町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第四 発議第1号 後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書の提出について
- 追加日程第五 請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書
- 日程第14 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第6号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第7号 宇美町課設置条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第4 議案第8号 宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止する条例について

- 日程第5 議案第9号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例について
日程第6 議案第10号 宇美町スポーツ推進審議会条例について
日程第7 議案第11号 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例について
日程第8 議案第12号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
日程第9 議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第19号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計予算
日程第11 議案第20号 令和3年度宇美町上水道事業会計予算
日程第12 議案第21号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
日程第13 議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算
追加日程第一 議案第23号 令和2年度宇美町一般会計補正予算(第9号)
追加日程第二 議案第24号 令和3年度宇美町一般会計補正予算(第1号)
追加日程第三 発議第2号 宇美町議会会議規則の一部を改正する規則について
追加日程第四 発議第1号 後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める
意見書の提出について
追加日程第五 請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書
日程第14 閉会中の所管事務調査について

出席議員(13名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………			……………	安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第4号と条例審査特別委員会及び当初予算審査特別委員会の審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに、予算案2件、発議2件、請願1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

以上5件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第5号

日程第2. 議案第6号

日程第3. 議案第7号

日程第4. 議案第8号

日程第5. 議案第9号

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第 8. 議案第 1 2 号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第 1、議案第 5 号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 1 2 号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてまでを一括議題といたします。

会議規則第 4 1 条第 1 項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。

小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 令和 3 年 3 月 1 9 日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。
条例審査特別委員会委員長小林征男。

条例審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

委員会開催日、令和 3 年 3 月 5 日。

事件の名称、議案第 5 号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を定める必要があるため、一部改正されるものです。

内容は、新型コロナウイルスの定義を、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるとする改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第 6 号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する軽減判定所得基準額について、所要の規定を整備する必要があるため、一部改正されるものです。

内容は、平成 3 0 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除を 1 0 万円引き上げることとされたため、国民健康保険税における軽減判定所得基準額の計算においても同様となるようにする改正です。

審査の過程では、基礎控除額の変更による被保険者への影響についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第 7 号 宇美町課設置条例の一部を改正する等の条例について。

宇美町町制施行 1 0 0 周年記念事業の終了に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、一部改正されるものです。

内容は、町制施行 1 0 0 周年事業推進事務局を削除する改正です。

審査の過程では、町誌編さんの業務において収集した膨大な資料の整理状況についての質疑が

ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第8号 宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止する条例について。

宇美町町制施行100周年記念事業の終了に伴い、宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止するものです。

審査の過程では、基金残高、廃止後の基金の取扱いについての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第9号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例について。

宇美町町制施行100周年を契機として、次の100年を歩み出すための活力を創生する事業に要する経費の財源とするため、宇美町歩み出そう次の100年基金を設置することについて、制定されるものです。

審査の過程では、基金の予定額と財源の原資、100周年記念事業の実施状況、今後の実施予定事業に対する予算額等についての質疑がありました。

また、討論では、1名の委員の反対討論及び1名の委員の賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第10号 宇美町スポーツ推進審議会条例について。

宇美町スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、宇美町スポーツ推進審議会を設置することについて制定されるものです。

審査の過程では、審議会の委員、審議の対象となる重要事項についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第11号 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、町村の選挙における選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担について制定されるものです。

内容は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の費用を公費負担するものです。

審査の過程では、選挙運動用通常はがきの交付についての質疑がありました。

また、討論では、1名の委員の反対討論がありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第12号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の損害賠償責任の一部免責を条例で定めることについて、制定されるものです。

内容は、町に対する損害を賠償する責任を、町長等に故意または重大な過失がない場合、この条例で定めた額を控除して得た額を免責するものです。

審査の過程では、重大な過失がない旨の判断についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。小林委員長、議席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

これから議案第5号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

では、議案第6号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 宇美町課設置条例の一部を改正する等の条例について討論を行います。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 宇美町課設置条例の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 宇美町町制施行100周年記念事業基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、この宇美町歩み出そう次の100年基金条例について反対の立場から討論を行います。

条例審査特別委員会で、私は多くの質問をさせていただきました。それは、基金の総額及び財源について、また、この基金を基にしてどのような事業を行う予定なのかを含めた基金の用途について、実施を予定している事業のスケジュールについて、既存の町民提案事業との兼ね合いについて、ほかにも制度設計も実施要項も作成せずに条例のみを先行している点、また、基金廃止の時期を令和5年3月末に定めて継続的な事業を行わず、令和4年度に単発のみの事業を行う点について、そういった質問を重ねてきました。そして、条例案の趣旨を中心に執行部の真意を確かめました。

特別委員会での反対討論は、これらの質問を踏まえて行わせていただきました。私は、町民憲章のことも一般会計の当初予算審議の中で質問を行いました。

町民憲章事業は議会提案の事業で、まさに宇美町が次の100年を歩みだすに当たっての礎となっていく事業と認識していますが、この基金をこの事業に充当するという言葉は聞こえてきませんでした。今のところ町民憲章策定事業は、この基金使われぬんじゃないかなと、こう予測しております。

これからもっと大切な視点から再度反対を訴えていこうと思います。

条例審査の質疑で、新型コロナウイルス感染症を起因として予定された17の事業が中止になり、そのうち544万円が使われなくなったとの回答がありました。

町長からは、この中止になった事業を中心に、それに幾つかの町の事業、これは何をするかということは名言されていなかったと思いますけれども、これを加えていくといった趣旨の回答がありました。

17の事業のうち、中止になった17の事業です。どれだけの事業を行うと手を挙げていただけるのか、制度設計も実施要項もまだ何も議論されていけませんので、全く不明なんですけれども、執行部の話を聞く限り、これを上回ることはまずないだろうと思っております。つまり、3,800万円の基金のうち、令和5年3月末までに使われるお金、これは多くて600万円ほどになるんじゃないかなと、私はこう予想しています。

つまり、3,800万円のうち3,200万円、これは、令和4年度末まで使われぬ可能性が非常に高いということが明らかになったということです。

これ、令和2年度の時点で使い切るはずだった3,800万円のうち3,200万円が令和5年3月末まで塩漬けになってしまう、これを強く訴えたいと思います。

1月7日の緊急事態宣言後に福岡県の新型コロナウイルス新規感染者は一定の減少を続け、緊急事態宣言解除されていますけれども、関東1都3県も下げ止まりながら増加傾向にあります。にも関わらず、緊急事態宣言もう解除の方針が出ました。今後、変異株が広がっていく可能性も大いにあります。第四波が来ない保証は全くありません。

現在、1億7,000万円に及ぶ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これに関わる制度設計も、今、取り組まれていると思いますけれども、私も、この使途について大きな関心を持っていますが、当然ながら、この交付金だけでは事業費を組むことはできません。一般会計からの財政出動が必須となっています。

私は、この3,800万円の財源を一旦は財政調整基金、ここへ組み入れて、この新型コロナウイルスの対策に――新型コロナウイルス対策に充てるべきではないかと、これ強く訴えたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、町の経済は疲弊しています。既に幾つかの飲食店が廃業されています。子育て世帯も大変苦しいと思います。特に母子家庭や父子家庭、本当に大変な状況に置かれていると、こう思っています。

女性の自殺率が、コロナの影響で例年より8割増加したと言われていています。社会的弱者にコロナが牙をむいております。大学生の苦境も連日報道されています。就活の状況も1年前とは真逆なんです。生活費を補うためのバイトも打ち切られているんです。

私も母子家庭だったんです。奨学金を借りながら大学に通い、夜遅くにクラブ活動が終わって、レストランや料亭での皿洗いのバイトをしていました。それで、生活費稼いでいたんです。だから、今の大学生の大変さというのはすごく分かりますし、未来を担う子どもたちや若者に、今、手を差し伸べないでいつ差し伸べるのでしょうか。

言い方は変なのかもしれませんが、本来は令和2年度に使い切っていたはずのお金である、この3,800万円、コロナ対策交付金1億7,000万円、それに財政調整基金からの繰入れで宇美町のコロナ対策については、かなり充実度が増すと思います。

それと同時に、いろんなところに、困っているところに手を差し伸べる。そういった自由度が増すんじゃないかなと、こう思っています。本当に苦しんでおられる町民のために使う。町民のためになるお金の使い方を、今、すべではないかなと、こう思っております。

令和4年度に実施を予定されている100周年の代替事業については、令和4年度にふるさと納税応援基金で新たな項目をつくって寄附をお願いしていく、そういったことをやってもいいと思います。それこそ、政策や事業提案を軸にしたクラウドファンディング的なふるさと納税応援寄附金です。

今は、この100周年、宇美町歩み出そう次の100年基金、ここに、この3,800万円を積んで、令和5年3月末まで塩漬けにするよりも、このお金を本当に必要なコロナウイルス感染症対策に使うべきであると私は強く訴えまして、反対討論とさせていただきます。

議員各位の適切な御判断、期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 本条例案について賛成の討論を行います。

本条例第1条において、基金造成の趣旨、目的、事業の概要が規定されており、この第1条の規定そのものが制度の設計図になっていると思います。

町制100周年を契機として、新たに芽生えた町と町民との新たな関係、エネルギーや熱意、活力を次の100年に向けて生かしていこう、つなげていこうというもので、新たなまちづくり、ふるさとづくりの取組だと思えます。

ぜひ、町を挙げて推進されることを願ひまして賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は、本条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

2020年は、町制施行100周年という宇美町にとって大変大きな節目の年でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントの中止が余儀なくされました。

町民提案事業も採択されていた25事業のうち17事業が実施できなくなり、100周年を心から祝いたいとの気持ちで準備をされていた町民の皆さんの無念は計り知れないものがあります。

コロナ禍という明確な理由もあることから、元の100周年記念事業基金条例を廃止せずに、そのまま継続しても町民の皆さんの理解を得られたのではないかと思います。次の100年に向けて心機一転歩み出したいとの考えから提案されたものと解釈しています。

そうしたことから、100周年記念事業基金条例を廃止することで、幕引きをすることなく新たに創設していただいたことは、ぜひともやりたかったという個人や団体の方々にとっては喜ばしいことだと思います。

今後は、そうした方々とも意見を交換していただき、新たな提案にも真摯に取り組んでいただきたいと思えます。その内容等については、議会にも情報を提供していただき、町の一体感が生まれ、町民に喜ばれる事業が展開されることを期待して賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第9号 宇美町歩み出そう次の100年基金条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は賛成多数で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 宇美町スポーツ推進審議会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 宇美町スポーツ推進審議会条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13、議案第22号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてから、日程第13、議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。

飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 令和3年3月19日、宇美町町議会議長、古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。

当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会開催日、令和3年3月15日、16日。

事件の名称、議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億7,748万8,000円とされており、前年度と比較すると、1,855万7,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費は人件費を中心とした総務管理費、保険料徴収に係る徴収費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は保険料還付金、4款予備費です。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料、2款使用料及び手数料は督促手数料です。

3款繰入金は職員給与費等繰入金と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金です。

4款は繰越金、5款諸収入は延滞金と過年度保険料等負担金です。

審査の過程では、保険料収納率の推移、医療費個人負担割合別の人数、広域連合内の保険料の差についてなど質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第19号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ38億9,263万8,000円とされており、前年度と比較すると1億6,882万6,000円の減額となっています。

歳出については、1款総務費は職員5名分の人件費などを含む一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、賦課徴収費及び運営協議会費です。

2款保険給付費は療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な内容です。

3款国民健康保険事業費納付金は県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

4款共同事業拠出金、6款保健事業費は特定健康診査等事業費が主なものです。

8款公債費は一時借入金の利子で、9款諸支出金は保険税還付金及び還付加算金、11款は予備費です。

歳入については、1款国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税収入で、2款使用料及び手数料は督促手数料です。

4款県支出金は普通交付金及び特別交付金で、5款繰入金は保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金です。

6款繰越金、7款諸収入は保険税の延滞金、被保険者第三者納付金などです。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきます。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第20号 令和3年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万4,296戸、年間配水量318万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和3年度における純利益の見込みは3,723万4,000円余、年度末資金残の見込みは3億6,403万9,000円となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益は水道使用料などの営業収益、給水申込みに伴う一般負担金などの営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用は人件費、各施設動力費、福岡地区水道企業団等からの受水費、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用、貸倒引当金繰入額の特別損失及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入は固定資産売却代及び工事負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出は9口分の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費及び予備費です。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきます。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第21号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万2,890戸、年間総処理水量265万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和3年度における純利益の見込みは8,363万3,000円余、年度末の資金残の見込みは7,304万8,000円となっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益は下水道使用料などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益などです。

収益的支出については、1 款下水道事業費用は流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用及び予備費です。

資本的収入については、1 款資本的収入は、企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金及び下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、1 款資本的支出は、下水道築造工事などの建設改良費、83口分の企業債償還金及び予備費です。

審査の過程では、質疑が多数なため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきます。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ118億7,331万5,000円とされており、前年度と比較すると8,531万7,000円の減額となっています。

歳出については、1 款議会費は議員報酬等及び議会運営経費、2 款総務費はふるさと宇美町応援寄附事業費、庁舎維持管理費などです。

3 款民生費は児童手当関係経費、特定教育・保育施設運営経費などで、4 款衛生費はごみ処理事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などです。

5 款労働費は働く婦人の家運営経費、6 款農林水産業費は農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などで、7 款商工費は商工業活性化事業費、観光促進事業費などです。

8 款土木費は流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費などで、9 款消防費は粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などです。

10 款教育費は、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費、学校給食管理費などです。

11 款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設等の単独災害復旧費で、12 款公債費は、地方債元金償還金、地方債利子及び一時借入金利子です。

歳入については、1 款町税は、町民税、固定資産税などです。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款法人事業税交付金、7 款地方消費税交付金、8 款自動車税環境性能割交付金、9 款地方特例交付金と続き、10 款地方交付税、11 款交通安全対策特別交付金となっています。

12 款分担金及び負担金は、保育園費負担金、保健衛生総務費負担金などです。

13 款使用料及び手数料は、塵芥処理手数料、公営住宅使用料などです。

14 款国庫支出金は、児童手当給付費負担金、障害者福祉費負担金などで、15 款県支出金は、障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金などです。

16 款財産収入は、町有地の売払収入及び貸付収入などで、17 款寄附金は、ふるさと宇美町

応援寄附金、18款は繰入金、19款は繰越金となっています。

20款諸収入は、介護保険雑入、清掃雑入などで、21款は町債です。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで、記述は省略させていただきました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。

飛賀委員長、自席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計予算について、採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度宇美町上水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 令和3年度宇美町上水道事業会計予算について、採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について、採決いたします。本案に対する委員長の報告は、賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 令和3年度宇美町一般会計予算について、採決いたします。本案に対する委員長の報告は、全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから、11時5分まで休憩に入ります。

10時52分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第一、議案第23号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第23号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼します。

説明に入る前に、今回の追加補正予算案2件につきましては、福岡県知事選挙執行に伴いまして、緊急に補正予算を提出する必要性が生じたので、大変申し訳ございませんが、追加提案とさせていただきます。

それでは、議案第23号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ417万1,000円を追加し、予算総額を177億890万3,000円とするものです。本補正予算は、福岡県知事選挙の執行に伴い、必要となる管理執行経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

18ページ、19ページをお願いします。

2款総務費4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費、県知事・県議会議員選挙管理執行経費において、今年度の期日前投票における投票管理者や投票立会人の報酬が、合計で24万1,000円、職員手当等100万5,000円、旅費7,000円、新型コロナウイルス感染防止に伴う飛沫防止パネルなど消耗品費68万6,000円、入場券等郵送料など通信運搬費郵便料207万7,000円、電算関係業務委託料14万円、個人演説会場借上料1万5,000円について増額を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いします。

14款県支出金3項委託金1目総務費委託金では、県知事・県議会議員選挙費委託金417万1,000円を計上しています。

次に、4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正は2件の追加を提案するもので、1件目が10款教育費2項小学校費、事業名が学校保健特別対策事業で金額を312万円と定めるもの。2件目が10款教育費3項中学校費、事業名が同じく学校保健特別対策事業で金額を504万4,000円と定めるものです。

右側、5ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正では、県知事・県議会議員選挙費、期間を令和3年度、限度額を88万1,000円とするものです。

最後に、予算書の最後、20、21ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二. 議案第24号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議案第24号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第24号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ704万円を追加し、予算総額を118億8,035万5,000円とするものです。

本補正予算も同じく福岡県知事選挙の執行に伴い、必要となる管理執行経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費、県知事・県議会議員選挙管理執行経費において、令和3年度における投票管理者や投票立会人の報酬及び会計年度任用職員報酬等が合計で164万2,000円、職員手当等366万2,000円、このあと、旅費、需用費、役務費のほか委託料では選挙公報配布業務委託料38万6,000円や、投票管理システム保守業務委託料49万5,000円など、合計で134万6,000円。

18、19ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料では、臨時電話使用料2万円、選挙会場物品レンタル料9万5,000円など、増額を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金では、県知事・県議会議員選挙費委託金704万円を計上しております。

最後に、予算書の最後20、21ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三. 発議第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、発議第2号 宇美町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。南里議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（南里正秀君） 発議第2号 宇美町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年3月15日。

宇美町議会議長古賀ひろ子殿。

提出者、議会運営委員会委員長南里正秀。

提案理由ですが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

これが提案理由であります。

議案の1ページが改正文、2ページが新旧対照表となっており、説明は2ページの新旧対照表を使って説明させていただきます。

表の右が現行、左が改正案となっています。

改正は3点になりますが、1点目は、第2条の欠席理由について、現行では「事故」としか記載がなかったものを、公務、傷病、出産などの詳細な理由を整備するものです。

2点目は、第2条第2項の出産による欠席の場合の日数について、母性保護の観点から欠席期間を整備。

3点目に、第89条の請願書の記載事項について、今までは、請願者に押印の義務づけがされていましたが、これを署名のみでもよいこととするものです。

なお、今回の一部改正は、標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い改正するもの

であります。

以上、説明を終わりますが、御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里委員長、自席に戻ってください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 宇美町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第四 発議第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第四、発議第1号 後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書の提出についてを議題といたします。趣旨説明を求めます。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 発議第1号 後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年3月5日。

宇美町議会議長古賀ひろ子殿。

提出者、宇美町議会議員入江政行。

賛成者、宇美町議会議員丸山康夫、安川繁典、平野龍彦、脇田義政、小林征男。

次のページの意見書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書。

2020年12月の国会閉会後、菅首相は臨時閣議で75歳以上の医療費窓口負担について、200万円以上の約370万人を1割から2割へ引き上げる方針を決定いたしました。

現在、高齢者の生活状況は、収入の柱である年金も年々減少し、預貯金があってもそれを切り崩して生活しているのが実態です。生活のため働いている高齢者も多くいます。「社会保障のため」と消費税は引き上げられましたが、行われているのは国民への負担を増やすばかりです。このまま75歳以上の窓口負担2割化が実施されれば、医療機関の受診を控える高齢者が増加し、必要なときに医療が受けられなくなります。

また、今般のコロナ感染拡大で高齢者の健康と生活の不安が高まっているときに、医療費負担を増やすことは、高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こすことになりかねません。

つきましては、以下をお願いいたします。

後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを見送ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりでございます。

以上、御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 当然、料金の値上げというのは喜ばしいことではありません。議員もいつも心配されていると思いますが、後期高齢者医療の右肩上がりの増大。当然、医療費を削減するための対策も急務だと思っております。

しかしながら、少子高齢化という社会情勢の変化、また、人生100年時代を迎え社会保障給付費が今後莫大に増えることが予想されます。よって、今の社会保障制度では財政がもたないと思います。その背景には、団塊の世代、これが75歳になり始める2022年度以降、医療費の増大を見込んで、後期高齢者医療への支援を拠出する現役世代の負担を抑えるのが、今回の全世代型社会保障改革の狙いであります。

2025年度までは消費増税10%で後期高齢者の医療費は賄えるという試算になっておりますが、しかしながら、その後には財源の見通しは立っておりません。そこで、全世代型社会保障改革では、医療、介護、年金、子育て支援、障がい者や母子家庭の支援などに係る費用の負担をみんなで分かち合い、全ての世帯で負担能力に応じて負担し合えることとし、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担の見直しもその一環に含まれております。当然、所得の低い方は今まで同様の負担対象とはなりません。

そこで、質問なんです、今後も後期高齢者医療費がますます増大することが懸念されます。引上げの見送りを求めるという意見書が出されましたが、破綻しないような代案といいますか、財源の確保はどのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 先日の一般質問でも申し上げましたけども、これは現役世代の負担を軽減すると、これ検証したんですけど、2割に上がっても現役世代の負担率は年700円なんです。700円上げるために2割にすると。ちょっとこれは遺憾に思います。

それで、今、財源をどうするかという話だったんですけど、消費増税10%に上げたとき、社会保障に使うと国がもう言ってんです。全く使われていないです。

それともう一つ言います。GoToキャンペーンに1兆円使っているんです。それと、私が最も言いたいのは軍事費、5兆円使っています。その一部を充てれば、これは社会保障ができるんです。財源はあります。

それともう一つ、財源は大企業の法人税、私が調べた限り、私も会社を持っていますけど、法人税22%なんだけど、トヨタは8%しか法人税を払っていないです。これをあなたたちはどう思うかなんです。これを改革していけば財源はあります。軍事費5兆円使っているんです。戦闘機よ。1機450億を買わなければ、高齢者にそれを与えられるんです。命と戦闘機は、どちらが大切かという話です。こういうことを念頭に入れて、私はこれを反対したいと。もっと社会保障に使えと私は言ってんです。戦闘機1機450億円を買わなければ、これ充当できるんです。そういう今、国がそういったことをやっているというのに、私は不快感を感じます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 内容です。質疑を終結します。

入江議員、自席に戻ってください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、後期高齢者医療窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

政府は、今、急速に肥大化している高齢者医療費の削減のため、後期高齢者の自己負担額を見直そうとしています。全ての世代や、できるだけ公平に社会保障費を負担すべきとして、法整備に向けて本格的に動き出しました。

今後の社会保障制度の維持を考えると、若い世代はもちろん、実際に社会保障の恩恵を受けている高齢者世代の負担も増やしていかなければ難しい段階に来ています。今回の全世代型社会保障改革の内容は、少子化対策と医療であり、主な内容は、少子化対策は不妊治療の保険適用、保育の受皿拡大、男性の育児休業の取得促進。医療は、75歳以上の自己負担2割の導入、紹介状なしの大学病院受診時の負担拡大等です。

そこで、高齢者も含めた全世代に社会保障費を負担してもらおうというもので、政府が75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割へと切り替えようとする背景には、今後、少子化によってますます社会保障費負担の世代間格差が広がる恐れがあるためだと思います。

現在、75歳以上の1人当たりの年間医療費は、2016年度時点で平均91万円、3割負担が続いている65歳未満での平均額18万円の5倍に相当します。しかし、医療費全体の4割を現役世代の保険料が支えています。現役世代と実際に手厚い医療を受けている高齢者世代の負担格差は、2022年にはさらに加速すると予測されています。

2022年、令和4年に、昭和22年から24年生まれの団塊の世代が75歳以上になり始めると、現在の1割負担のままでは社会保障費の極大化が避けられなくなります。2025年問題が話題になるように、団塊の世代が75歳以上になるとき、日本社会は4人に1人が後期高齢者となり、消費増税やコロナ禍による景気の先行きが不透明な時代に、現役世代の負担はさらに深刻化します。

あと数年でこれまで経験したことのない超高齢社会が訪れる我が国は、先細りしていく現役世代だけでは増大する社会保障費を支えられなくなります。現行の公的医療制度は、現役世代が高齢者世代を支えて、次の世代へとバトンタッチする仕組みで維持されてきました。このまま高齢者の医療費増大が続けば、現役世代にこれ以上の負担を強いるのが難しい現状を迎え、制度そのものが立ち行かなくなる可能性が高まると思います。

しかし、これまで医療費1割負担を前提にしてきた高齢者にとって、負担割合の引上げは生活そのものに直結する問題になりかねません。今後、医療保険制度の改革が進んで、高齢者の負担割合が増えれば受診抑制は強まることは必至で、窓口の自己負担額が支払えないため、病気やけがになって受診できなくなれば重症化の患者が増えるリスクは増大します。

そこで、今回の窓口負担を2割とする制度改革は、負担能力のある高齢者の方々に可能な範囲で御負担をいただくことで、現役世代の負担上昇をできる限り減らすことを目的としたもので、所得の低い方については、制度改革後も1割負担を維持することとなっています。

また、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者の窓口負担を1か月の負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入することとなっています。

そこで、両者のバランスを取りながら社会保障改革を目指せるよう慎重な議論が必要であると考え、一方的に後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書には反対し、同僚議員の皆様の御賛同を呼びかけまして反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほども財源のお話が出ていました。回答の中で、入江議員が的確な答えを出されたと私は思っています。消費税10%になって、その分がきちんと社会保障費に充てられていないんじゃないか、常々私も疑問を持っています。そういったことを踏まえて、政府に対してきちっと要望していく、これが大事じゃないかなと思っています。

特にやっぱり法人税、消費税が上がるたびに法人税が下がってきましたけれども、そういったところも、大きな法人、大企業は内部留保金、物すごくため込んでいます。そういったところを吐き出すような政策に持っていく、そういったところを政府に求めていく、こういったことも非常に大事じゃないかなというふうに思っています。

今回、一部の所得が多い方、2割に引き上げます。倍ですよ、負担。倍に増えたら、それこそ病院への受診、これを控えていく、こういった人が増えてくる、物すごく懸念されております。安心して医療を受けられる、その体制は、この医療費負担。窓口負担を倍にされたら、やはり病院に行きません。そういったことをしっかり加味すると、1割維持、2割への引上げ、倍に増やすということは絶対に避けるべきであると、こういったことを政府にきちっと物申していく、この姿勢が地方議会の役割であると私は思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立採決の結果、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

発議第1号について、議長は可決と採決します。

失礼しました。訂正いたします。発議第1号について、議長は否決と採決します。

追加日程第五. 請願第3号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第五、請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書を議題といたします。

この請願第3号については、先日の議会運営委員会において、内容が重要であることから特別委員会を設置、付託して、閉会中に審査をすることで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。請願第3号については、議員全員の13名で構成する宇美町議会議員定数調査特別委員会を設置し、付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員の13名で構成する宇美町議会議員定数調査特別委員会を設置し、請願第3号を宇美町議会議員定数調査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。宇美町議会議員定数調査特別委員会の委員長に13番、南里議員、副委員長に10番、小林議員を選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、宇美町議会議員定数調査特別委員会の委員長に13番、南里議員、副委員長に10番、小林議員を選任することに決定いたしました。

なお、本特別委員会の任期は、本日から審査終了までとし、閉会中の継続審査を行うことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、任期は本日から審査終了までとし、閉会中の継続審査を行うことに決定いたしました。

日程第14. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第14、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これをもちまして、本3月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年3月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時39分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月7日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 白 水 英 至

署名議員 飛 賀 貴 夫